

人にやさしい施設案内マップに関するよくあるご質問

質問

兵庫県「福祉のまちづくり条例」の基準の一部を満たしていない施設を、バリアフリーに配慮された施設であると評価して、市が公表してよいのですか。

回答

人にやさしい施設案内マップでは、事業者が行っているバリアフリーに関する施設整備の内容を、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」の基準に基づき適切に評価し、その情報を広く市民に提供することにより、誰もが安心して社会参加や子育てができるバリアフリーのまちづくりを推進することを目的に、市民サービスの一環として情報提供をしています。

例えば、「福祉のまちづくり条例」に適合する車いす対応の便所を設置している施設が、条例で求められる他の基準を一部満たしていなかった場合、市として、車いす対応の便所を設置しているという情報を市民の皆さんに提供することができないとしたら、市民サービスとして不適切ではないかと考えます。

たとえ、条例の基準の一部を満たしていないとしても、障害者等の利用に配慮した何らかの整備がなされている施設については、積極的に情報提供することが行政として必要であると考えています。

また、事業者の取組みや努力を社会的に評価し、発信することにより、事業者の施設整備への意欲をさらに引き出し、施設整備の促進が図られると考えています。